

2018年9月3日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

〒151-0072 東京都渋谷区幡ヶ谷 1-23-14

日本同盟基督教団「教会と国家」委員会

委員長 柴田智悦

安倍首相の琴崎八幡宮参拝と靖国神社への玉串料奉納に対する抗議声明

私ども日本同盟基督教団「教会と国家」委員会は、安倍首相が、2018年8月14日に琴崎八幡宮を公式参拝し、8月15日に靖国神社に玉串料を奉納したことに対して、以下の理由で強く抗議いたします。

1. 抗議の対象とする事実

安倍首相は、2018年8月14日午後0時8分、山口県宇部市大小路にある現在の靖国神社の源流にあたる琴崎八幡宮に到着し、河村建夫衆議院議員の出迎えを受け、琴崎八幡宮関係者らと記念撮影を行い、参拝し玉串を奉納しました。同日午後2時49分に琴崎八幡宮はソーシャルネットワークワーキングサービスのfacebookに「8月14日正午 内閣総理大臣 安倍晋三様 正式参拝 現職の総理大臣が当宮を正式参拝されるのは初めての事でした。」と、参拝する安倍首相の様子を撮影した写真を投稿しました。同日、河村建夫氏も、facebookとtwitterに「安倍総理宇部入り。琴崎宮公式参拝に同行しました。安倍総理揮毫、不動心、総裁選挙に臨む決意を込めて！」と投稿しました。同日、宇部日報も、首相の琴崎八幡宮参拝を報道しました。なお、8月31日現在、河村氏のfacebookへの上記投稿は削除されていますが、twitterで首相が琴崎八幡宮を公式参拝したことについてのその他の投稿はインターネット上で誰もが見ることができる状況です。

また翌8月15日、靖国神社に柴山昌彦総裁特別補佐を代理人として玉串料を奉納しました。柴山氏は、記者団に対して、安倍首相から、「本日は参拝に行けずに申し訳ない」とのメッセージを預かったことを明らかにしました。さらに同日、木原稔財務副大臣、萩生田光一幹事長代行、衛藤晟一首相補佐官、稲田朋美元防衛相、小泉進次郎筆頭副幹事長、「みんなで靖国神社に参拝する国会議員の会」に属する50名の議員が靖国神社を参拝しました。上記首相のメッセージは、大手マスメディアに報道され、広く知られることとなりました。

2. 政教分離原則に違反すること

かつて日本は天皇を神格化し、国家神道を国教とし、政府は国民に対し教育勅語や神社参拝等を通して国家神道及び天皇への礼拝を浸透させました。神社参拝は臣民の義務とされ、拒否したならば不敬とみなされ迫害される者もいました。こうして、国内に根深く浸透した国家神道は、国家総動員の戦争を支える精神的支柱となり、日本は軍国主義へと突き進み、国内外の多くの尊い命が犠牲となりました。このような、日本が過去に犯してしまった過ちを繰り返さぬよう、日本国憲法第20条は、国が宗教行為をすることや、特定の宗教団体に特権を与えることを禁じた政教分離原則を定めています。

従って、このたびの安倍首相の琴崎八幡宮公式参拝は、首相という立場における公的な形式での参拝であり、国の宗教活動にあたります。また、公式参拝が、琴崎八幡宮、衆議院議員、マスメディアによって宣伝され、誰もが知ることができる状況にあることで、琴崎八幡宮を援助・助長するメッセージが広く社会に放たれており、琴崎八幡宮という特定の宗教に特権を与えています。

また、8月15日に安倍首相が靖国神社を参拝する議員団に「本日は参拝に行けずに申し訳ない」というメッセージを預け、マスメディアの前で公表したことによって、安倍首相自身が8月15日に靖国神社を参拝したい思いを有していることを広く表明したものです。これも、靖国神社を援助・助長するメッセージが強く放たれ、靖国神社という特定の宗教に特権を与えています。

したがって、本抗議声明の1記載の事実は、「国及びその機関は、宗教教育その他のいかなる宗教的活動もしてはならない」という憲法第20条3項に明確に違反しています。

3. 私たちの信仰の自由を侵害していること

私たちは、唯一の神である主イエス・キリストが、今もこの世をご支配し治めていると信じています。この世の権力は全てこの主イエス・キリストに由来し、この主イエス・キリストを超えることはできません。ですから私たちは、この主イエス・キリスト以外のものを拝んだり、賛美をささげたりしたくはないのです。かつて戦前戦中、キリスト教が弾圧されたのも、この私たちの唯一の神である主イエス・キリストと天皇とが対立関係に置かれたからでした。そして、私たちは国家が推進した天皇への礼拝に屈服し、主イエス・キリストと並べて天皇や神社を拝むという偶像礼拝の罪を犯したのです。

従って、国の機関である首相が一宗教機関にすぎない琴崎八幡宮を参拝し、国民の代表である多くの国会議員が靖国神社を参拝することは、特定の宗教団体に国が特権を与えることであり、「信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない」という憲法第20条1項に違反しています。さらに、唯一の神だけを礼拝すべき、という私たちの教義に反する行為を強要して私たちの信仰の自由を奪うことを危惧いたします。

4. 軍国主義が復活するおそれがあること

琴崎八幡宮は自ら公表しているように、長州藩が招魂祭を東京でも行うために建立された東京招魂社、つまり、現在の靖国神社の源流である神社です。そして安倍首相は、琴崎八幡宮を公式参拝した翌日には靖国神社に玉串料を奉納し、「参拝に行けずに申し訳ない」とのメッセージを発していますから、明らかに首相は、靖国神社を公式参拝する代わりに、その源流である琴崎八幡宮を公式参拝したのです。そして、靖国神社の目的は、国家のために亡くなった戦死者の「慰霊と顕彰」にありますから、首相は、靖国神社に合祀されているA級戦犯を含む戦死者を「慰霊」「顕彰」するのと同様の行為を行ったのです。

現在、自民党総裁3選を目指している安倍首相は、自衛隊を憲法に明記する改憲原案を秋の臨時国会に提出する考えを表明しています。その自衛隊とは、2016年3月29日に施行された平和安全法制によって、集団的自衛権の行使が容認されている自衛隊に他なりません。

かつて日本軍兵士は、死ねば靖国神社に祀られる、と教育され戦いに投入されました。今回の安倍首相

の公式参拝は、自衛官が死亡した場合、国家による「慰霊」「顕彰」がなされることにつながり、自衛隊が集団的自衛権と称する武力行使を海外で起こしかねないということなのです。

以上の理由から、今回の8月14日の首相の琴崎八幡宮公式参拝と、8月15日の玉串料奉納、国会議員らによる靖国神社参拝に対し、強く抗議いたします。